

問 合 せ 先	[減免について] 児童相談所施設・里親係 (263-0694)
	[徴収猶予について] 財政局収納対策部各課 中区：徴収第一課 (504-0131 504-0134) 東区：徴収第三課 (504-0321) 南区：徴収第一課 (504-0132 504-0133) 西区：徴収第二課 (504-0211 504-0212 504-0214) 安佐南区：徴収第四課 (504-0411 504-0412) 安佐北区：徴収第四課 (504-0413 504-0414) 安芸区：徴収第三課 (504-0322) 佐伯区：徴収第二課 (504-0213) 市外：徴収第三課 (504-0323 504-0324)

児童福祉施設（保育所を除く）徴収金の減免等

1 減免

(1) 支援策の内容

災害により、児童福祉施設（保育所を除く）徴収金の納付が困難となった場合、一定の要件のもと、徴収金を減免します。

(2) 対象者

(1)に該当する徴収金の納入義務者

(3) 手続きの方法

児童相談所にお問い合わせください。

(4) 受付期限

変更を受けようとする徴収金の納入期限まで（ただし、災害により世帯が居住する住宅が損害を受けた場合は災害の発生した日から12か月以内まで）

2 徴収猶予

災害により被った損害により、児童福祉施設（保育所を除く）徴収金を一時に納付できないと認められる場合には、申請に基づき、その徴収を猶予することができる場合があります。詳しくは、財政局収納対策部にご相談ください。